

療育手帳を再発行する方へ

- 再交付は更新と異なり、現在お持ちの療育手帳の情報のまま再発行されます。
- 療育手帳に記載されている『次の判定年月』を過ぎても更新手続きを行っていない場合、再交付申請を受付することはできません。
- 再交付と同時に『氏名』『住所』『電話番号』『保護者』など、手帳の記載内容を変更する場合には、『記載事項変更届』も必要になります。

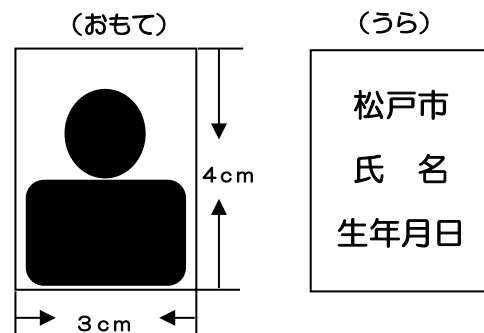
○申請に必要なもの

① 療育手帳交付・再判定・再交付申請書

- ・氏名は戸籍どおりに記入してください。

② 顔写真（たて4cm×よこ3cm、白黒・カラーいずれも可）

- ・1年以内に撮影されたもの。1人で写っているもの。スナップ写真不可。
- ・顔全体と輪郭がはっきり写っているもの。
帽子・サングラス・マスク・加工アプリ不可。
マスクをあごにかけている状態も不可。メガネは可。
- ・デジタルカメラ・スマートフォンで撮影したものは、写真用紙に印刷してください。
- ・裏面に「松戸市」と記入し、その下に「氏名」と「生年月日」を記入してください。
- ・写真は貼らずにお持ちください。
- ・現在使用中の療育手帳の写真を使い回すことはできません。



〒271-8588

松戸市根本 387 番地の5
松戸市役所 障害福祉課

電話：047-366-7348

FAX：047-366-7613